第二十六条を第八十七条とする。

第二十五条第一項中「第二十五条第一項」を「第五十六条第一項」に改め、同条第二項中「一般ガス事業者」を「一般ガス導管事業者」に、「経済産業大臣が指定する期間」を「五年」に改め、同条第三項を削る。

第二十五条を第八十六条とする。

第二十三条及び第二十四条を削る。

第二十二条の九中「第二十二条の五第八項」を「第五十五条第八項において読み替えて準用する同条第三項ただし書」に、「一二A及び一三A」を「十二A及び十三A」に改める。

第二十二条の九を第八十三条とし、同条の次に次の二条を加える。

（事業開始の予定年月日等の変更の届出）

第八十四条　法第五十五条第九項の規定による同条第一項第三号又は第四号に掲げる事項の変更の届出をしようとする者は、様式第五十八の事業開始予定年月日等変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

（特定ガス導管事業の休止及び廃止の届出）

第八十五条　法第五十五条第十項の規定による特定ガス導管事業の全部又は一部の休止又は廃止の届出をしようとする者は、様式第五十九の特定ガス導管事業休止（廃止）届出書に次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。ただし、事業の全部を休止し、又は廃止する場合にあつては、次に掲げる書類を添付することを要しない。

一　休止し、又は廃止する事業に係る供給地点の位置を明示した地形図及びその供給地点を記載した図面

二　休止し、又は廃止する事業に係るガス工作物の概要を記載した書類

第二十二条の八の前に見出しとして「（ガス工作物の変更の届出）」を付する。

第二十二条の八中「第二十二条の五第七項」を「第五十五条第七項」に、「届出」を「特定ガス導管事業の用に供するガス工作物の変更の届出」に、「様式第二十一の七のガス導管事業（変更）届出書に次の書類を添えて」を「様式第五十七のガス工作物変更届出書を経済産業大臣に」に改め、同項第一号から第三号までを削り、同条に次の一項を加える。

2　法第五十五条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるもの（ガス工作物の廃止の場合にあつては、第一号の書類に限る。）とする。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　変更工事の概要の説明書

三　変更に係るガス工作物の概要を明示した地形図

第二十二条の八を第八十二条とする。

第二十二条の七中「第二十二条の五第一項」を「第五十五条第一項」に、「届出を」を「特定ガス導管事業の届出を」に、「様式第二十一の七のガス導管事業（変更）届出書に次の書類を添えて」を「様式第五十五の特定ガス導管事業届出書を経済産業大臣に」に改め、同条第一号及び第二号を削り、同条に次の三項を加える。

2　法第五十五条第一項第二号イの経済産業省令で定める導管は、特定導管とする。

3　法第五十五条第一項第四号の経済産業省令で定める事項は、電話番号、電子メールアドレスその他の連絡先とする。

4　法第五十五条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　特定導管及びこれに附属する設備の概要並びに供給地点の位置を明示した地形図

二　ガス発生設備及びガスホルダーの配置の状況を記載した図面

三　供給地点ごとの託送供給量を記載した書類

第二十二条の七を第八十条とし、同条の次に次の一条を加える。

（供給地点の変更の届出）

第八十一条　法第五十五条第七項の規定による供給地点の変更の届出をしようとする者は、様式第五十六の供給地点変更届出書を経済産業大臣に提出しなければならない。

2　法第五十五条第八項において準用する同条第二項の経済産業省令で定める書類は、次に掲げるものとする。

一　変更を必要とする理由を記載した書類

二　増加し、又は減少する供給地点の位置を明示した地形図及び供給地点を記載した図面

第二十二条の六の前に見出しとして「（承認一般ガス導管事業者が行う託送供給に係る料金その他の供給条件）」を付す。

第二十二条の六第一項中「第二十二条の二第一項」を「第四十九条第一項」に、「様式第二十一の五」を「様式第五十」に、「提出」を「、経済産業大臣に提出」に改め、同条第二項中「第二十二条の二第一項」を「第四十九条第一項」に、「様式第二十一の六」を「様式第五十一」に改め、「添えて」の下に「、経済産業大臣に」を加える。

第二十二条の六を第七十三条とし、同条の次に次の六条を加える。

（最終保障供給に係る約款において定めるべき事項）

第七十四条　法第五十一条第一項の最終保障供給に係る約款においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　適用区域

二　料金

三　導管、ガスメーターその他の設備に関する費用の負担に関する事項

四　前二号に掲げるもののほか、ガスの使用者が負担すべきものがある場合にあつては、その内容

五　ガス使用量の計測方法及び料金その他のガスの使用者が負担すべきものの徴収の方法

六　ガスの使用者に供給するガスの熱量の最低値及び法第五十二条の規定により測定するガスの熱量の毎月の算術平均値の最低値

七　ガス栓の出口におけるガスの圧力の最高値及び最低値

八　ガスの使用者に供給するガスの最高燃焼速度、最低燃焼速度、最高ウォッベ指数及び最低ウォッベ指数

九　導管、器具、機械その他の設備に関する一般ガス導管事業者及びガスの使用者の保安上の責任に関する事項

十　供給の停止又は使用の廃止に関する事項

十一　契約の申込みの方法及び解除に関する事項

十二　前各号に掲げるもののほか、供給条件又は一般ガス導管事業者及びガスの使用者の責任に関する事項がある場合にあつては、その内容

十三　有効期間を定める場合にあつては、その期間

十四　実施期日

（最終保障供給に係る約款の届出）

第七十五条　法第五十一条第一項の規定による最終保障供給に係る約款の届出をしようとする者は、その実施の日の十日前までに、様式第五十二の最終保障供給に係る約款届出書に当該約款及び次に掲げる書類を添えて、経済産業大臣に提出しなければならない。

一　料金の算出の根拠に関する書類

二　ガスの使用者の負担となるもの（料金を除く。）の金額の算出の根拠又は当該金額の決定の方法に関する説明書